

事由		認定期間	要件書類
就労	家庭内外問わず、月64時間以上仕事をしているため、児童の保育にあたれない。	就学前まで（雇用契約の期間により異なります）	【会社勤め（被雇用者）】 就労証明書（国が定める標準的な様式） 【自営業】 1. 就労証明書（国が定める標準的な様式） 2. 自営業の実績確認ができる資料（いずれか一つ） …確定申告書（写）、個人事業の開業届出書（写）、 商業・法人登記履歴事項全部証明書（写）等 【内職】 1. 就労証明書（国が定める標準的な様式） 2. 契約書の写し 【育児休業（入所後翌月 10 日までに復職）】 1. 就労証明書（国が定める標準的な様式） 2. ◆育児休業後復職誓約書 【採用内定有り】 就労証明書（国が定める標準的な様式） （初月の就労時間が64時間以上の場合のみ）
出産の前後	母親が出産の前後であるため、児童の保育にあたれない。	出産予定月の2か月前（多胎妊娠の場合は4か月前）の月初から、出産後57日目が属する月の末日まで	出産（予定）児の母子手帳の予定日ページの写し
疾病または障がい	疾病、負傷、心身に障がいがあるために児童の保育にあたれない。	手帳、診断書の内容に応じて認定	◆医師の診断書 または 障害者手帳等（※）の写し
親族の介護・看護	親族に長期にわたる病人や、心身に障がいのある人がいて、常時その介護・看護をしているために児童の保育にあたれない。 ※別居親族の場合は、月 64 時間以上の介護・看護をしていること。	手帳、診断書の内容に応じて認定	1. ◆介護・看護を受ける親族の診断書 または 障害者手帳等（※）の写し 2. ◆介護・看護状況調査票
被災家庭	火災や風水害、地震などの災害復旧のために児童の保育にあたれない。	状況に応じて認定	罹災証明書 等
求職中（注1）	求職活動のため、児童の保育にあたれない。 （入所後、2か月以内に就労を開始することが条件となります。）	2か月を経過した月末まで	書類の提出は必要ありません。
就学（注2）	就学中や、技能習得のための通学をしているため、児童の保育にあたれない。（月64時間以上を満たしていることが条件になります。）	就学の期間	1. 在学（受講）証明書（学生証等）または合格（受講決定）通知書の写し 2. カリキュラムの写し
育休業継続 ※入所中の児童のみ	すでに保育施設を利用している児童が、下の子の育児休業利用に際し、継続利用が必要と認められる場合	育児休業満了日の翌月末まで	1. 就労証明書（国が定める標準的な様式） 2. ◆育児休業に伴う継続利用申込書
育休業継続 ※新規申込児童のみ	・下の子の育児休業中で、上の子が育児休業継続要件にて、既に認可外保育施設に通っていること。（3歳児クラス以上のみ） ・下の子の育児休業中で、上の子が育児休業継続要件にて、既に市外の認可保育施設に通っていること。 ※切れ目なく本市の認可保育施設に通う場合に限る。	育児休業満了日の翌月末まで	1. 就労証明書（国が定める標準的な様式） 2. ◆保育施設等利用証明書 3. ◆育児休業に伴う継続利用申込書

◆の書類は、原則、習志野市こども保育課指定の様式（市ホームページよりダウンロード可）。